

伊方町・瀬戸町合併協議会

第1回会議資料

日 時：平成14年9月27日(金) 14時から
場 所：伊方町役場 4階 全員協議会室

会 議 次 第

- 1 . 開 会
- 2 . 会長（瀬戸町長）あいさつ
- 3 . 伊方町長あいさつ
- 4 . 委嘱状交付
- 5 . 委員自己紹介
- 6 . 事務局の紹介
- 7 . 確認事項
 - 伊方町・瀬戸町合併協議会規約の確認について
 - 伊方町・瀬戸町合併協議会規約に関する協議書の確認について
 - 伊方町・瀬戸町合併協議会事務局規程について
 - 伊方町・瀬戸町合併協議会財務規程について
- 8 . 会議録署名人の指名について
- 9 . 議 事
 - 報 告
 - 報告第 1 号 伊方町・瀬戸町合併協議会幹事会規程について
 - 報告第 2 号 伊方町・瀬戸町合併協議会専門部会規程について
 - 報告第 3 号 伊方町・瀬戸町合併協議会報酬及び費用弁償に関する規程について
 - 報告第 4 号 平成 1 4 年度伊方町・瀬戸町合併協議会事業計画について
 - 報告第 5 号 平成 1 4 年度伊方町・瀬戸町合併協議会会計予算について
 - 議 案
 - 議案第 1 号 伊方町・瀬戸町合併協議会会議運営規程について
 - 議案第 2 号 伊方町・瀬戸町合併協議会小委員会規程について
 - 議案第 3 号 伊方町・瀬戸町合併協議会小委員会設置について
 - 議案第 4 号 伊方町・瀬戸町合併協議会会議の傍聴に関する要綱について
 - 議案第 5 号 伊方町・瀬戸町合併協議会合併協議項目について
 - 協 議
 - 協議第 1 号 合併の方式について
 - 協議第 2 号 合併の期日について
 - その他
 - 各町の現状視察について
 - 第 2 回伊方町・瀬戸町合併協議会の日程について

- 1 0 . 閉 会

配布資料一覧表

	ページ
(確認事項)	
1. 伊方町・瀬戸町合併協議会規約	1
2. 伊方町・瀬戸町合併協議会規約に関する協議書	4
3. 伊方町・瀬戸町合併協議会事務局規程	7
4. 伊方町・瀬戸町合併協議会財務規程	12
(報告)	
5. 報告第1号 伊方町・瀬戸町合併協議会幹事会規程	15
6. 報告第2号 伊方町・瀬戸町合併協議会専門部会規程	16
7. 報告第3号 伊方町・瀬戸町合併協議会報酬及び費用弁償に関する規程	18
8. 報告第4号 平成14年度伊方町・瀬戸町合併協議会事業計画について	19
9. 報告第5号 平成14年度伊方町・瀬戸町合併協議会会計予算について	20
(議案)	
10. 議案第1号 伊方町・瀬戸町合併協議会会議運営規程について	26
11. 議案第2号 伊方町・瀬戸町合併協議会小委員会規程について	29
12. 議案第3号 伊方町・瀬戸町合併協議会小委員会設置について	32
13. 議案第4号 伊方町・瀬戸町合併協議会会議の傍聴に関する要綱について	41
14. 議案第5号 伊方町・瀬戸町合併協議会合併協議項目について	44
(協議)	
15. 協議第1号 合併の方式について	47
16. 協議第2号 合併の期日について	50
(その他)	
17. 第2回伊方町・瀬戸町合併協議会の日程について	55

伊方町・瀬戸町合併協議会委員名簿

H14.9.6.現在

区	分 行 政	氏 名	職名等		
伊 方 町	議 会 4 名	中元 清吉	町長		
		得能 鶴利	議長		
		上野 守	特別委員会 委員長		
		大星 政人	総務文教委員長		
	学識経験者 1 2 名	廣瀬 秀晴	産建厚生委員長		
		田中 康司	懇話会会長(商工会長)		
		山口 和哉	" 副会長		
		篠川 晴子	" "		
		大森 次郎	区長会長		
		樋田 剛	農業委員会会長		
		小林 栄喜	教育委員会委員長		
		木下 清	J A 西宇和理事		
		古田 宇佐彦	漁協代表		
		二宮 定正	民生児童委員協議会長		
		藤井 順子	町連合婦人会長		
		田縁 柳太郎	町老人クラブ連合会長		
		中藤 勇	有識者		
		瀬 戸 町	行 政 議 会 4 名	井上 善一	町長
				久世 隆博	議長
上田 實	副議長				
阿部 道忠	議会選出				
二宮 英喜	議会選出				
学識経験者 1 2 名	阿部 好晴		50人委員会委員長 農業委員会会長		
	山本 眞平		50人委員会副委員長 民生児童委員協議会長		
	宮下 寛		区長代表		
	井戸本 昭夫		教育委員会代表		
	石崎 照夫		J A 西宇和理事		
	福島 朝行		漁協組合長		
	井上 喜代男		商工会長		
	河野 ヤヨイ		女性団体連絡協議会長		
	藤村 泰昭		町老人クラブ連合会長		
	宮本 敏光		50人委員会選出		
谷口 利治	"				
佐々木 喜美香	"				
愛媛県	栗上 岳久	八幡浜地方局総務福祉部長			
顧 問	高門 清彦	愛媛県議会議員			
監査委員	榎田 信夫	伊方町代表監査委員			
"	中西 正利	瀬戸町 "			

確認事項

伊方町・瀬戸町合併協議会規約

(設置)

第1条 伊方町及び瀬戸町(以下「2町」という。)は、合併の基本的事項について協議するため、合併協議会を設置する。

(名称)

第2条 この合併協議会の名称は、伊方町・瀬戸町合併協議会(以下「協議会」という。)とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議又は調整を行うものとする。

- (1) 合併に係る調査研究に関する事項
- (2) 新町建設計画の作成に関する事項
- (3) 合併に関する基本的事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、合併に関し必要な事項

(事務所の位置)

第4条 協議会の事務所は、2町の長が協議して定めた場所に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、2町の長の協議により、次条第1項の規定に基づき委員となるべき者の中から、これを選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 2町の長
- (2) 2町の議会の議長及び議会の選出する議員各3名
- (3) 2町の長が選出する学識経験を有する者各12名

2 前項の委員のほか、必要に応じて2町の長が協議により定めた者を委員として加えることができる。

3 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の開催場所及び日時並びに会議に付議すべき事件をあらかじめ委員に通知しなければならない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(小委員会)

第11条 協議会は、担当事務の一部について調査及び審議するため小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(幹事会及び専門部会)

第12条 協議会に提案する事項について必要な協議又は調整を行うため、協議会に幹事会を置く。

2 第3条各号に掲げる事項を専門的に協議し、又は調整するため、幹事会に専門部会を置く。

3 幹事会及び専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の組織、運営その他必要な事項は、2町の長が協議して別に定める。

(経費の負担)

第14条 協議会に要する経費は、2町の長が協議のうえ、2町がそれぞれ負担する。

(顧問)

第15条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問の設置に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第16条 協議会の出納の監査は、2町の監査委員各1名に委嘱して行う。

2 前項の規定により委嘱を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第17条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、2町の長が協議して別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第18条 会長、副会長、委員、顧問及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

2 前項の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第19条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り

別に定める。

附 則

この規約は、平成14年9月6日から施行する。

規約に関する協議書

伊方町長及び瀬戸町長（以下「2町の長」という。）は、伊方町・瀬戸町合併協議会規約（以下「規約」という。）に規定する2町の長が協議して定める事項について、下記のとおり協議したので、協議書を取り交わす。

記

協議して定める事項

- 1 規約第4条 (事務所)
- 2 規約第6条第1項 (会長及び副会長)
- 3 規約第7条第1項第3号及び同条第2項 (委員)
- 4 規約第8条第2項 (会長及び副会長の職務)
- 5 規約第13条第2項 (事務局)
- 6 規約第14条 (経費の負担)
- 7 規約第17条 (財務に関する事項)

協議して定めた事項

- 1 規約第4条に規定する協議会の事務所の位置について

事務所は、西宇和郡伊方町湊浦1993番地の1 伊方町役場内に置く。

- 2 規約第6条第1項に規定する会長及び副会長の選任について

会長には、瀬戸町長 井上善一 を選任する。
副会長には、伊方町長 中元清吉 を選任する。

- 3 規約第7条第1項第3号及び同条第2項に規定する学識経験を有する者及び協議により定めた者について

(1) 2町の長が各々選出する学識経験者

伊方町		瀬戸町	
田中康司	山口和哉	阿部好晴	井上喜代男
篠川晴子	大森次郎	山本眞平	河野ヤヨイ
樋田剛	小林栄喜	宮下寛	藤村泰昭
木下清	古田宇佐彦	井戸本昭夫	宮本敏光
二宮定正	藤井順子	石崎照夫	谷口利治
田縁柳太郎	中藤勇	福島朝行	佐々木喜美香

(2) 2町の長が協議により定めた者（愛媛県職員）

愛媛県八幡浜地方局総務福祉部長 栗上岳久

4 規約第13条第2項に規定する事務局について

下記のとおりとし、事務局規程については別添のとおりとする。

職氏名	事務局長	増田愛明				
	総務班長	山本桂二	調整班長	坂本明仁	計画班長	三好 要
	班長補佐	河上芳輝				
	庶務	明神千登勢				

5 規約第14条に規定する協議会に要する経費について

経費は2町が負担し、その負担の方法は広域市町村圏組合の運営費負担割合を適用し、経費の内3分の1を均等割、3分の2を人口割とする。

6 規約第17条に規定する協議会の予算の編成、現金の出納その他財産に関し、必要な事項について

財務規程等については別添のとおりとする。

7 協議内容等の変更について

協議内容等に変更が生じたときは別に協議書を取り交わすものとする。

上記協議の証として本書2通を作成し、各1通を所持するものとする。

平成14年9月6日

伊方町長 中 元 清 吉 印

瀬戸町長 井 上 善 一 印

規約に関する協議書の一部を変更する協議書

伊方町長及び瀬戸町長（以下「2町の長」という。）は、平成14年9月6日付けで取り交わした、規約に関する協議書の一部を変更する協議書を次のとおり取り交わす。

記

規約に関する協議書「協議して定めた事項」中第5項を次のように変更する。

5 規約第14条に規定する協議会に要する経費について。

協議会の運営に必要な経費は、2町が均等に負担する。

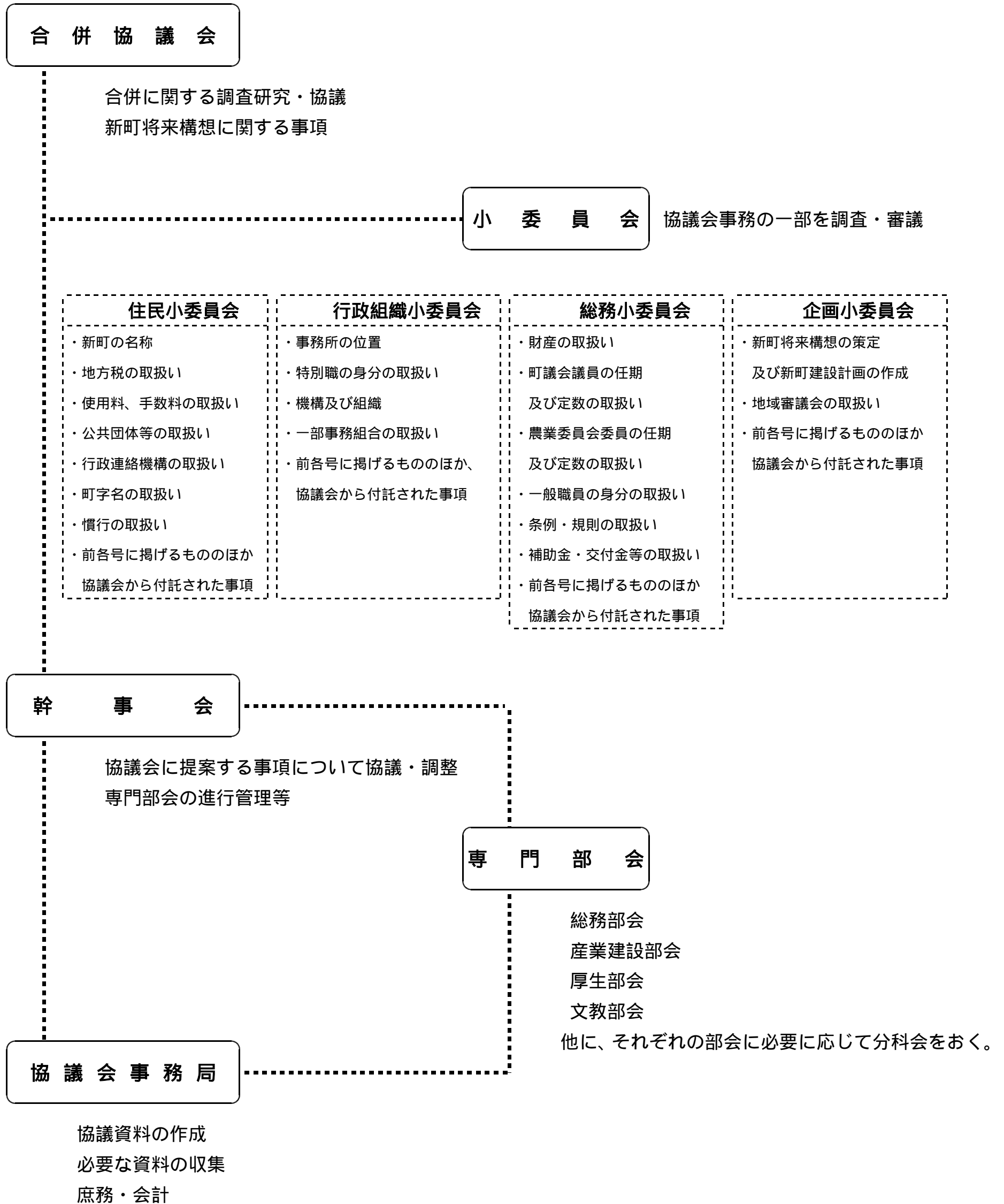
上記協議の証として本書2通を作成し、各1通を所持するものとする。

平成14年9月25日

伊方町長 中 元 清 吉 印

瀬戸町長 井 上 善 一 印

合 併 協 議 会 組 織 図



事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、伊方町・瀬戸町合併協議会規約第13条第2項の規定に基づき、伊方町・瀬戸町合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) その他、協議会の運営に関し必要な事項

(組織及び事務分掌)

第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務班、調整班及び計画班を置く。

2 各班の分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(職員等)

第4条 事務局に事務局長、事務局次長その他必要な職員を置く。

(職員の職務)

第5条 事務局長は、協議会の会長(以下「会長」という)の命を受け、事務局の事務を総括する。

2 事務局次長(班長)は、事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 事務局内の連絡調整
- (2) 事務局長の職務の補佐
- (3) 事務局長に事故あるとき又は欠けたときの職務の代理
- (4) 自己の班に属する職員の指揮監督
- (5) 分掌する事務の管理

3 職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(決裁)

第6条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会に提案する議案の決定
- (3) 協議会の予算及び決算
- (4) 規程及び要領等の制定改廃
- (5) その他特に事務局長が重要と判断する事項

(専決事項)

第7条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 1件につき5万円未満の物品の購入その他契約の締結に関すること。
- (2) 事務局の運営に係る基本方針に関すること。

- (3) 伊方町・瀬戸町との連絡調整に関する事。
- (4) 実務上の調査並びに照会及び回答に関する事。
- (5) 職員の出張命令等に関する事。
- (6) その他軽易な事項に関する事。

(代決)

第8条 会長が不在のときは、副会長がその事務を代決する

2 事務局長が不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。

(公印の取扱い)

第9条 協議会の公印の名称、ひな形、寸法、書体及び用途は、別表第2のとおりとする。

2 協議会の公印の保管は、事務局長が行う。

(職員の服務)

第10条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、職員の属する町の例による。

(給与)

第11条 職員の給与、共済費等については、それぞれ属する町の負担とする。ただし、旅費については、伊方町の例により協議会が支給する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年9月6日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区 分	分 掌 事 務
総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 庶務及び会計に関すること。 2 合併の諸手続きに関すること。 3 協議会の会議に関すること。 4 合併に係わる資料の編纂に関すること。 5 人事に関すること。 6 報酬等支給に関すること。 7 合併の方式及び期日に関すること。 8 新町の名称、事務所の位置に関すること。 9 議会議員、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関すること 10 特別職の職員、一般職の職員の身分の取扱いに関すること。 11 組織及び機構に関すること。 12 一部事務組合等の取扱いに関すること。 13 国、愛媛県との連絡調整に関すること。 14 協議会だより、ホームページに関すること。 15 その他、他の班に属さないこと
調整班	<ol style="list-style-type: none"> 1 財産の取扱いに関すること。 2 地方税の取扱いに関すること。 3 条例、規則等の取扱いに関すること。 4 使用料、手数料等の取扱いに関すること。 5 補助金、交付金等の取扱いに関すること。 6 町・字名の取扱いに関すること。 7 公共的団体の取扱いに関すること。 8 慣行の取扱いに関すること。 9 国民健康保険事業の取扱いに関すること。 10 介護保険事業の取扱いに関すること。 11 消防団の取扱いに関すること。 12 各種事務事業の取扱いに関すること。
計画班	<ol style="list-style-type: none"> 1 新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成に関すること。 2 行財政現況調査に関すること。 3 財政計画に関すること。 4 予算編成に関すること。

別表第2 (第9条関係)

名称	伊方町・瀬戸町 合併協議会印	伊方町・瀬戸町 合併協議会会長印	伊方町・瀬戸町合併 協議会事務局長之印
ひな形	議 合 瀬 伊 会 併 戸 方 印 協 町 町	議 合 瀬 伊 会 併 戸 方 長 協 町 町	務 協 戸 伊 局 議 町 方 長 会 合 町 印 事 併 瀬
寸法	24mm × 24mm	21mm × 21mm	18m m × 18mm
書体	てん書体	てん書体	てん書体
用途	対外全般	対外全般	対外全般

平成14年9月6日現在

伊方町・瀬戸町合併協議会
事務局組織

幹事会

幹事長
畑中芳久
(伊方町助役)

副幹事長
清水博義
(瀬戸町助役)

事務局長
増田愛明 (伊方町)

幹事

伊方町
菊池和彦 総務課長
濱口市作 企画財政課長

瀬戸町
森口又兵衛 総務課長
近田三郎 企画課長

計画班

班長 三好 要
(瀬戸町)
補佐 河上 芳輝
(伊方町)

調整班

班長 坂本 明仁
(次長兼) (瀬戸町)
補佐 河上 芳輝
(伊方町)

総務班

班長 山本 桂二
(次長兼) (伊方町)
補佐 河上 芳輝
(伊方町)
庶務 明神 千登勢
(伊方町)

監査委員

榊 田 信 夫 (伊方町代表監査委員)
中 西 正 利 (瀬戸町代表監査委員)

財 務 規 程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めるものを除き、伊方町・瀬戸町合併協議会規約第17条の規定に基づき、伊方町・瀬戸町合併協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、伊方町・瀬戸町合併協議会規約第14条の規定に基づく伊方町及び瀬戸町の負担金及びその他の収入を歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調整し、年度開始前に協議会の議決を得なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算を協議会の議決を経たときは、当該予算の写しを速やかに関係町長に送付しなければならない。

4 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会にかかる既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調整し、協議会の議決を得なければならない。

2 前項の規定により、補正予算を協議会の議決を経たときは、前条第3項の規定を準用する。

(歳入歳出予算の款及び項の区分)

第4条 歳入予算の款及び項の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款及び項の区分は別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。ただし、伊方町・瀬戸町合併協議会事務局規程第7条第1号に該当する事項は、事務局長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第6条 会長は、協議会事務局の職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

3 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

(予算の流用及び充用)

第7条 会長は、歳出予算の項間の流用をしたとき、又は予備費の充用をしたときは、次の協議会の会議に報告しなければならない。

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に協議会の決算を調整し、協議会の監査

委員の監査に付した後、協議会の会議の認定に付さなければならない。

- 2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の認定を経たときは、当該決算の写しを関係町長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手続き)

第9条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、別に定める様式によりこれを行うものとする。

- 2 協議会の出納員は、次の各号に定める帳簿を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な帳簿

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は伊方町の例により会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成14年9月6日から施行する。
- 2 第2条第2項に規定する予算は、協議会が設置された平成14年度の予算に限り、会長が第1回の協議会に報告し承認を得るものとする。

別表第1(第4条関係) 歳入予算の款及び項の区分

款	項	(参考 目の区分)
1 負担金	1 負担金	項の区分名称による
2 繰越金	1 繰越金	
3 諸収入	1 雑入	

別表第2(第4条関係) 歳出予算の款及び項の区分

款	項	(参考 目の区分)
1 運営費	1 会議費	地方自治法施行規則第15条第2項の規定による節の区分を準用
	2 事務費	
2 事業費	1 事業推進費	
	2 調査研究費	
3 予備費	1 予備費	

別紙資料1 財務規程で別に定める事項

番号	条文番号	内 容	事項区分	備 考
1	第5条 第2項	現金預入 金融機関	別に定める	別紙資料2 案のとおり
2	第6条 第1項	協議会出納員	別に定める	別紙資料2 案のとおり
3	第9条 第1項	収入支出の 手続様式	別に定める 様式	別紙資料2 案のとおり
4	第9条 第2項	その他の 出納管理帳簿	詳細未定 事項	別紙資料2 案のとおり

別紙資料2

<p>1.伊方町・瀬戸町合併協議会の現金預入金融機関について（第5条第2項関係）</p> <p>伊方町・瀬戸町合併協議会の現金預入金融機関については、下記の金融機関とする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">西宇和農業協同組合 伊方支店</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>2.会長が命ずる協議会出納員について（第6条第1項関係）</p> <p>伊方町・瀬戸町合併協議会の出納員には、下記のものに命ずる。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>伊方町・瀬戸町合併協議会事務局総務班の班長及びその他の職員</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
<p>3.収入及び支出の手続きについて（第9条第1項関係）</p> <p>収入及び支出の手続き様式については、2町の例により協議調整し、別途様式を事務局で定める。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>4.出納管理を行うその他必要な帳簿について（第9条第2項第2号関係）</p> <p>出納の管理を行うその他必要な帳簿は、備品台帳、物品借上台帳及び施設借上台帳のほか、必要に応じ事務局で定める。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

報 告

幹 事 会 規 程

(趣旨)

第1条 伊方町・瀬戸町合併協議会規約(以下「規約」という。)第12条第3項の規定に基づき、伊方町・瀬戸町合併協議会(以下「協議会」という。)の幹事会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、協議会の会長(以下「会長」という。)の指示を受け、協議会に提案する必要な事項について、協議又は調整するものとする。

2 前項に規定するもののほか、伊方町及び瀬戸町の合併に必要な事項について協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 幹事会は、幹事及び協議会の事務局長、各班長をもって組織する。

2 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(役員)

第4条 幹事会に次の役員を置く。

(1) 幹事長 1名

(2) 副幹事長 1名

2 役員は、幹事の互選により定める。

(役員の職務)

第5条 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。

2 幹事長は、会議を主宰し、会議の議長となる。

3 幹事会は、必要に応じて規約第12条第2項に規定する専門部会と合同で会議を開催することができる。

4 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を要請することができる。

(報告)

第7条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 幹事会の庶務は、協議会事務局において処理する。

(費用弁償)

第9条 第6条第4項の要請に応じ会議に出席した者に、費用弁償として旅費を支給する。ただし、地方公共団体の常勤の特別職、一般職については、支給しない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年9月6日から施行する。

別表(第4条関係)

町 名	役 職 名	氏 名	幹事会での役職等
伊 方 町	助 役	畑 中 芳 久	幹事長
	総務課長	菊 池 和 彦	
	企画財政課長	濱 口 市 作	
瀬 戸 町	助 役	清 水 博 義	副幹事長
	総務課長	森 口 又 兵 衛	
	企画課長	近 田 三 郎	

専 門 部 会 規 程

(趣旨)

第1条 この規程は、伊方町・瀬戸町合併協議会規約（以下「規約」という。）第12条 第3項の規定に基づき、伊方町・瀬戸町合併協議会（以下「協議会」という。）の専 門部会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 専門部会は、伊方町・瀬戸町合併協議会幹事会幹事長（以下「幹事長」という。）の指示を受け、規約第3条各号に掲げる事項について、専門的に協議又は調整 する。

(組織)

第3条 専門部会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(役員)

第4条 専門部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 1名

2 役員は、委員の互選により選出する。

(役員の仕事)

第5条 部会長は、専門部会を代表し、会を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務 を代理する。

(会議)

第6条 会議は、部会長が必要に応じて招集する。

- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 部会長は、必要に応じて関係職員等の出席を要請することができる。
- 4 専門部会は、必要に応じて関係する部会と合同の会議を開催することができる。

(分科会)

第7条 専門部会に、必要に応じ分科会を設置することができるものとする。

(報告)

第8条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 専門部会の会議の庶務は、部会長の属する町の担当部門が行う。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年9月6日から施行する。

別表（第3条関係）

伊方町・瀬戸町合併協議会専門部会委員

	総務部会	産業建設部会	厚生部会	文教部会
伊 方 町	収入役	建設課長	住民課長	教育長
	総務課長	水道課長	福祉課長	総務学校教育課長
	企画財政課長	農林水産課長	保健環境課長	生涯学習課長
	税務課長	商工観光課長		
	副収入役			
	町長公室長			
	議会事務局長			
瀬 戸 町	収入役	建設課長	町民課長	教育長
	総務課長	産業課長	福祉課長	学校教育課長
	企画課長	企画課長	診療所事務長	生涯教育課長
	会計室長			
	議会事務局長			
	町民課長			

報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、伊方町・瀬戸町合併協議会規約（以下「規約」という。）第18条の規定に基づき、伊方町・瀬戸町合併協議会（以下「協議会」という。）の委員等の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 協議会の会長、副会長、委員、顧問及び監査委員（以下「協議会委員等」という。）の報酬は、日額5,500円とする。ただし、地方公共団体の常勤の特別職、一般職及び議会議員については、これを支給しない。

(費用弁償の額)

第3条 協議会委員等が、協議会の職務を行うために伊方町及び瀬戸町以外の区域に出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

(支給方法)

第4条 協議会委員等に支給する旅費については、伊方町の例により、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の規定を準用する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、協議会委員等の費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年9月6日から施行する。

平成14年度伊方町・瀬戸町合併協議会事業計画について

平成14年度伊方町・瀬戸町合併協議会の事業計画を次のとおり定めたので報告する。

平成14年度事業計画

- 1．協議会・小委員会の開催
- 2．幹事会・専門部会の開催
- 3．各町の現状視察
- 4．行財政の現況調査の実施
- 5．合併協定項目の協議準備
- 6．協議会だよりの発行
- 7．その他必要な事項

平成14年9月27日提出

伊方町・瀬戸町合併協議会

会長 井上善一

平成 1 4 年度

伊方町・瀬戸町合併協議会予算書

伊方町・瀬戸町合併協議会

平成 1 4 年度 伊方町・瀬戸町合併協議会会計予算

平成 1 4 年度 伊方町・瀬戸町合併協議会会計予算を次のとおり定めたので報告する。

(歳入歳出予算)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 10,000 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成14年9月27日 提出
伊方町・瀬戸町合併協議会
会長 井 上 善 一

第1表 歳入歳出予算

歳入 (単位：千円)

款	項	金額
1 負担金		10,000
	1 負担金	10,000
歳入合計		10,000

歳出 (単位：千円)

款	項	金額
1 運営費		8,580
	1 会議費	3,382
	2 事務費	5,198
2 事業費		1,322
	1 事業推進費	1,322
3 予備費		98
	1 予備費	98
歳出合計		10,000

歳入歳出予算事項別明細書

1 歳入

第1款 負担金

(単位：千円)

科 目		本年度予算額	前年度予算額	比較増減	節		説 明
項	目				区 分	金 額	
	1 負担金	10,000	0	10,000		10,000	
	1 負担金	10,000	0	10,000	1 負担金	10,000	各町負担金 伊方町 5,000 瀬戸町 5,000

2 歳 出

第 1 款 運 営 費

(単位：千円)

科 目		本年度予算額	前年度予算額	比較増減	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明
項	目				特 定 財 源		一般財源	区 分	金 額	
					国・県支出金	その他				
	1 会 議 費	3,382	0	3,382	0	0	3,382		3,382	
	1 会 議 費	3,382	0	3,382	0	0	3,382	1 報酬	1,606	委員報酬
								9 旅費	1,700	委員旅費
								11 需用費	76	会議賄
	2 事 務 費	5,198	0	5,198	0	0	5,198		5,198	
	1 事 務 費	5,198	0	5,198	0	0	5,198	3 職員手当等	700	時間外勤務手当
								4 共済費	224	社会保険料
								7 賃 金	1,246	臨時職員賃金
								9 旅 費	350	職員旅費
								11 需用費	809	消耗品費 221 燃料費 74 印刷製本費 368 光熱水費 73 修繕料 73
								12 役務費	357	通信運搬費 217 広告料 70 各種手数料 70
								13 委託料	489	委託料 489
								14 使用料及び賃借料	478	自動車等借上料 478
								18 備品購入費	525	事務用備品 525
								19 負担金補助及び交付金	20	非常勤職員公務災害補償組合負担金 20

第 2 款 事 業 費

(単位：千円)

科 目		本年度予算額	前年度予算額	比較増減	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明
項	目				特 定 財 源		一般財源	区 分	金 額	
					国・県支出金	その他				
1	事業推進費	1,322	0	1,322	0	0	1,322			
	1 事業推進費	1,322	0	1,322	0	0	1,322	8 報償費	200 謝金	
								9 旅 費	100 講師旅費	
								11 需用費	882 印刷製本費	
								12 役務費	140 郵便料	

第 3 款 予 備 費

(単位：千円)

科 目		本年度予算額	前年度予算額	比較増減	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明
項	目				特 定 財 源		一般財源	区 分	金 額	
					国・県支出金	その他				
1	予 備 費	98	0	98	0	0	98			
	1 予 備 費	98	0	98	0	0	98		予備費	

2 歳 出

第 1 款 運 営 費

科 目		節		
項	目	区 分	説 明	
1	会 議 費			
	1 会 議 費 3,381,500	1 報 酬 1,606,000	委員報酬	
			会議開催報酬 5,500 円 × 24 人 × 12 回 × 1.00 = 1,584,000 円	
			監査委員報酬 5,500 円 × 2 人 × 2 回 × 1.00 = 22,000 円	
		9 旅 費 1,700,000	委員旅費	
			委員視察旅費 25,000 円 × 34 人 × 2 回 × 1.00 = 1,700,000 円	
		11 需用費 75,500	会議賄	
			合併協議会の賄い 150 円 × 40 人 × 12 回 × 1.05 = 75,500 円	
2	事 務 費			
	1 事 務 費 5,178,425	3 職員手当等 700,000	時間外勤務手当	
			職員時間外手当 50,000 円 × 2 人 × 7 月 × 1.00 = 700,000 円	
		4 共済費 224,000	社会保険料	
			臨時職員健康保険料 32,000 円 × 1 人 × 7 月 × 1.00 = 224,000 円	
		7 賃 金 1,246,000	臨時職員賃金	
			臨時職員賃金 178,000 円 × 1 人 × 7 月 × 1.00 = 1,246,000 円	
		9 旅 費 350,000	職員旅費	
			職員旅費 10,000 円 × 5 人 × 7 月 × 1.00 = 350,000 円	
		11 需用費 808,500	需用費	
			消耗品費 30,000 円 × 1 式 × 7 月 × 1.05 = 220,500 円	
			燃料費 10,000 円 × 1 式 × 7 月 × 1.05 = 73,500 円	
			印刷製本費 50,000 円 × 1 式 × 7 月 × 1.05 = 367,500 円	
			光熱水費 10,000 円 × 1 式 × 7 月 × 1.05 = 73,500 円	
			修繕料 10,000 円 × 1 式 × 7 月 × 1.05 = 73,500 円	
		12 役務費 358,925	役務費	
			通信運搬費 15,000 円 × 1 式 × 7 月 × 1.00 = 105,000 円	
			電話料金 15,500 円 × 1 式 × 7 月 × 1.05 = 113,925 円	
			広告料 10,000 円 × 1 式 × 7 月 × 1.00 = 70,000 円	
			各種手数料 10,000 円 × 1 式 × 7 月 × 1.00 = 70,000 円	
		13 委託料 488,250	委託料	
			コピー機保守委託料 25,000 円 × 1 式 × 7 月 × 1.05 = 183,750 円	
			コピー機保守委託料 20,000 円 × 1 式 × 7 月 × 1.05 = 147,000 円	
			事務処理支援委託料 150,000 円 × 1 式 × 1 × 1.05 = 157,500 円	
		14 使用料及び 賃借料 477,750	借上料	
			コピー機リース料 45,000 円 × 1 式 × 7 月 × 1.05 = 330,750 円	
			ファックリース料 15,000 円 × 1 式 × 7 月 × 1.05 = 110,250 円	
			自動車借上料 5,000 円 × 1 式 × 7 月 × 1.05 = 36,750 円	
		18 備品購入費 525,000	事務用備品	
			備品 500,000 円 × 1 式 × 1 月 × 1.05 = 525,000 円	
		19 負担金補助 20,000	非常勤職員公務災害補償組合負担金	
			負担金 20,000 円 × 1 式 × 1 月 × 1.00 = 20,000 円	

第 2 款 事 業 費

科 目		節	説 明
項	目	区 分	
1 事業推進費			
	1 事業推進費 1,322,000	8 報償費 200,000	謝金 講師謝礼 200,000 円 × 1 式 × 1 回 × 1.00 = 200,000 円
		9 旅 費 100,000	講師旅費 旅費 100,000 円 × 1 式 × 1 回 × 1.00 = 100,000 円
		11 需用費 882,000	印刷製本費 協議会広報印刷 120,000 円 × 1 式 × 7 回 × 1.05 = 882,000 円
		12 役務費 140,000	郵便料 郵便料金 20,000 円 × 1 式 × 7 月 × 1.00 = 140,000 円
		13 委託料	市町村建設計画策定支援委託料
		19 負担金補助 及び交付金	県職員派遣費負担金

第 3 款 予 備 費

科 目		節	説 明
項	目	区 分	
1 予 備 費			
	1 予 備 費	98,000	予備費 98,000

歳出合計 9,999,925

議 案

議 案 第 1 号

伊方町・瀬戸町合併協議会会議運営規程について

伊方町・瀬戸町合併協議会会議運営規程を別紙のとおり定める。

平成14年9月27日提出

伊方町・瀬戸町合併協議会

会長 井 上 善 一

会議運営規程(案)

(趣旨)

第1条 この規程は、伊方町・瀬戸町合併協議会規約(以下「規約」という。)第10条第3項の規程に基づき、伊方町・瀬戸町合併協議会会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、委員の半数以上の賛成があるときは、公開しないことができるものとする。

2 会議の運営に関しては、公平・公正な協議の推進に努めるものとする。

(会長等の責務)

第3条 会長は、規約第10条第2項の規定により会議の議長となり、副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開閉等)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

(表決)

第5条 会議の議事は、全会一致をもって決することを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

(傍聴)

第6条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴については、会長が会議に諮り別に定める。

(会議録)

第7条 議長は、次の各号に掲げる事項を記録した会議録を調製するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席委員等の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) その他会長が必要と認めた事項

(会議録等の公開)

第8条 会議録及び会議に提出された文書は、原則として公開する。

2 前項の公開は、会長が別に定める方法により行うものとする。

(規律)

第9条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(関係者の出席)

第10条 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年9月27日から施行し、平成14年9月6日から適用する。

会議運営申し合わせ事項（案）

伊方町・瀬戸町合併協議会規約第10条第3項の規定に基づき、協議会会議の運営等に関し、次のとおり定めるものとする。

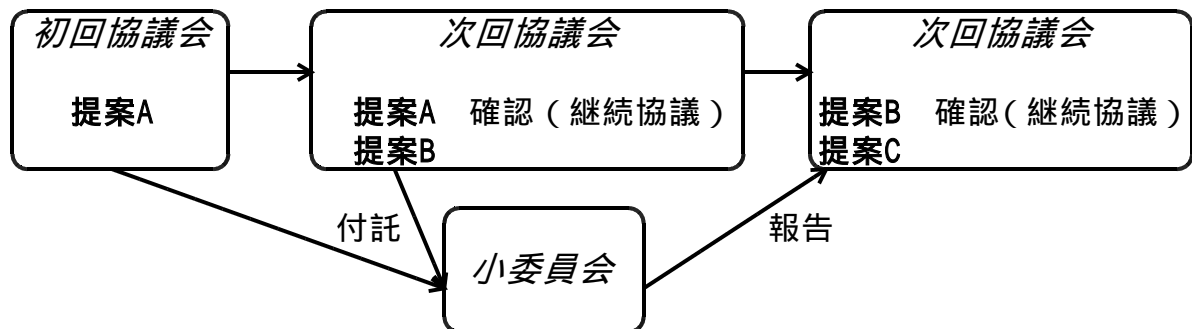
1 会議の定期開催

平成14年度の会議開催日及び開催時間は、原則として、以下のとおりとする。

- (1) 開催日 会長が招集する日（概ね毎月中旬頃）
会議開催日に次回開催期日通知
- (2) 会議時間 午後（必要に応じて変更可）
- (3) 開催場所 2町持ち回り開催

2 事前提案の原則

協議事項については、原則として、質疑及び協議を行う会議の前の会議において事前提案し、説明を行うものとする。議案、その他については提案日において処理するものとする。



議案の取り扱い

報告・議案・協議・その他とし、小委員会等から協議会への報告案件は報告事項として、協議会で定める事項については議案、合併問題等の協議事項については協議として取り扱いこれら以外の案件については、その他として取り扱うものとする。

3 会議録の調製

会議録は、協議会において定めた2名の委員が署名するものとする。

協議会会議の内容は、発言者の氏名も含め全文記録を行い、この会議録は公開するものとする。

4 傍聴の取扱い

協議会及び小委員会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、委員の半数以上の賛成があるときは、公開しないことができるものとする。

5 資料提供の取扱い

協議会資料は、協議資料と附属資料とに分類し、配布するものとする。

議 案 第 2 号

伊方町・瀬戸町合併協議会小委員会規程について

伊方町・瀬戸町合併協議会小委員会規程を別紙のとおり定める。

平成14年9月27日提出

伊方町・瀬戸町合併協議会

会長 井 上 善 一

小 委 員 会 規 程 (案)

(趣旨)

第1条 この規程は、伊方町・瀬戸町合併協議会規約(以下「規約」という。)第11条第2項の規定に基づき、伊方町・瀬戸町合併協議会(以下「協議会」という。)の小委員会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 小委員会は、伊方町・瀬戸町合併協議会会長(以下「会長」という。)から付託された事項について調査又は審議をするものとする。

(委員)

第3条 小委員会の委員は、協議会の委員のうちから選任する。

2 選任方法、委員数その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(役員)

第4条 小委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

2 役員は、小委員会の委員の互選により定めるものとする。

(役員の職務)

第5条 委員長は、小委員会を主宰し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 小委員会の会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要に応じて関係者の出席を要請することができる。

(報告)

第7条 委員長は、小委員会における審議の経過及び結果について、協議会の会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 小委員会の庶務は、規約第13条第1項に規定する協議会の事務局において処理するものとする。

(費用弁償)

第9条 第6条第3項の規定により、関係者(2町の長及び行政職員を除く。)が小委員会に出席したときは、費用弁償を支給する。

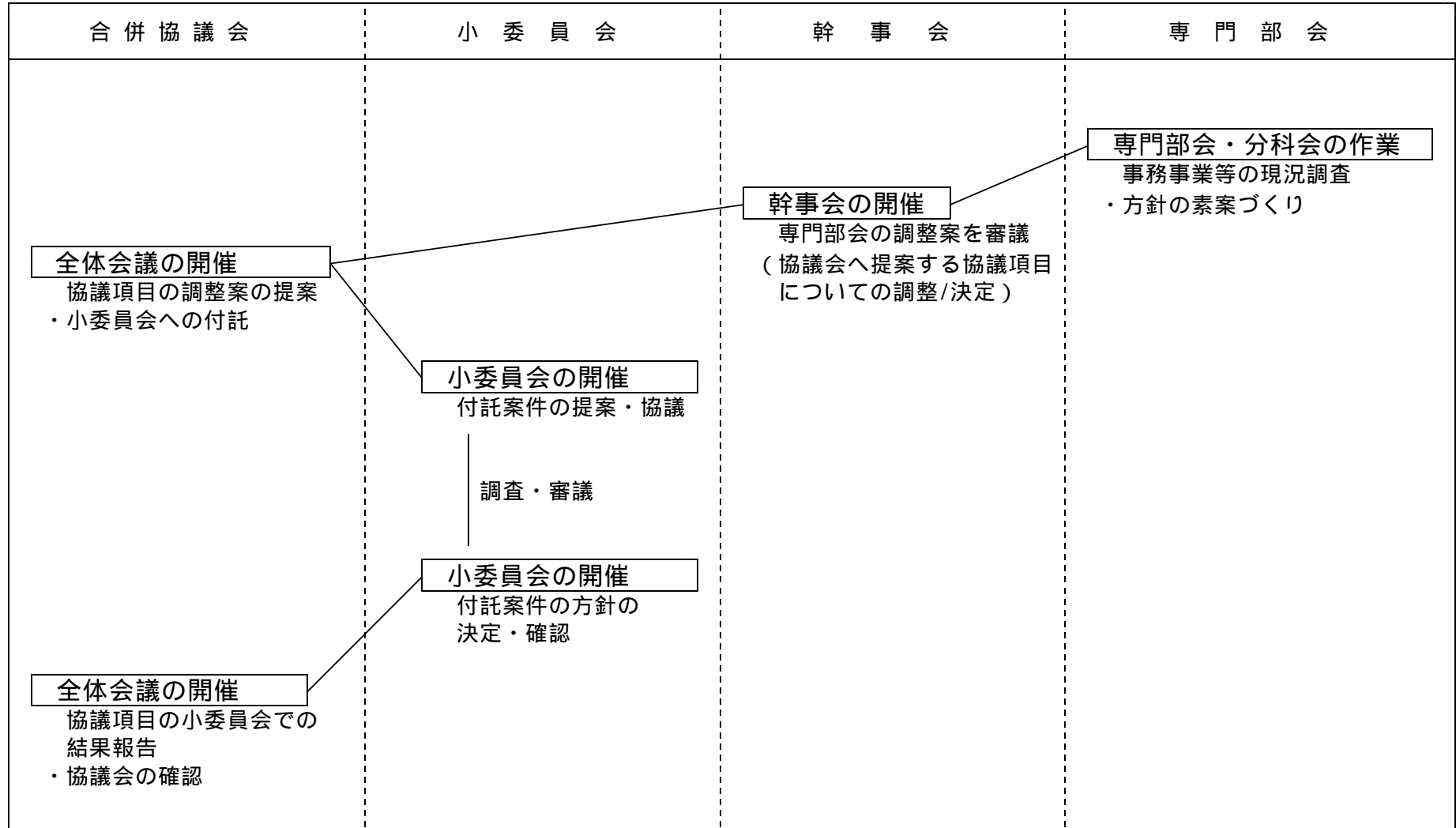
(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年9月27日から施行し、平成14年9月6日から適用する。

合併協議項目の流れ



議 案 第 3 号

伊方町・瀬戸町合併協議会小委員会設置について

伊方町・瀬戸町合併協議会小委員会を別紙のとおり設置する。

平成14年9月27日提出

伊方町・瀬戸町合併協議会

会長 井 上 善 一

住民小委員会設置要綱（案）

（設置及び目的）

第1条 伊方町・瀬戸町合併協議会（以下「協議会」という。）における協議事項のうち、次に掲げる事項について、調査又は審議を行うため、住民小委員会（以下「小委員会」という。）を設置する。

- （1）新町の名称
- （2）地方税の取扱い
- （3）使用料、手数料の取扱い
- （4）公共的団体等の取扱い
- （5）行政連絡機構の取扱い
- （6）町字名の取扱い
- （7）慣行の取扱い
- （8）前各号に掲げるもののほか、協議会から付託された事項

（構成）

第2条 小委員会は、協議会小委員会規程第3条第1項の規定に基づき、次に定める委員8名で構成する。

- （1）協議会規約第7条第1項第2号に定める委員各町1名
- （2）協議会規約第7条第1項第3号に定める委員各町3名
- （その他）

第3条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年9月27日から施行する。

住民小委員会

委員区分	町名	役職名	氏名	備考
2号委員	伊方町			
	瀬戸町			
3号委員	伊方町	学識経験者		
	瀬戸町	学識経験者		

行政組織小委員会設置要綱（案）

（設置及び目的）

第1条 伊方町・瀬戸町合併協議会（以下「協議会」という。）における協議事項のうち、次に掲げる事項について、調査又は審議を行うため、行政組織小委員会（以下「小委員会」という。）を設置する。

- （1）事務所の位置
- （2）特別職の身分の取扱い
- （3）機構及び組織
- （4）一部事務組合の取扱い
- （5）前各号に掲げるもののほか、協議会から付託された事項

（構成）

第2条 小委員会は、協議会小委員会規程第3条第1項の規定に基づき、次に定める委員8名で構成する。

- （1）協議会規約第7条第1項第2号に定める委員各町1名
- （2）協議会規約第7条第1項第3号に定める委員各町3名
- （その他）

第3条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年9月27日から施行する。

行政組織小委員会

委員区分	町 名	役 職 名	氏 名	備 考
2号委員	伊 方 町			
	瀬 戸 町			
3号委員	伊 方 町	学 識 経 験 者		
	瀬 戸 町	学 識 経 験 者		

総務小委員会設置要綱（案）

（設置及び目的）

第1条 伊方町・瀬戸町合併協議会（以下「協議会」という。）における協議事項のうち、次に掲げる事項について、調査又は審議を行うため、総務小委員会（以下「小委員会」という。）を設置する。

- （1）財産の取扱い
- （2）町議会議員の任期及び定数の取扱い
- （3）農業委員会委員の任期及び定数の取扱い
- （4）一般職員の身分の取扱い
- （5）条例・規則の取扱い
- （6）補助金、交付金等の取扱い
- （7）前各号に掲げるもののほか、協議会から付託された事項

（構成）

第2条 小委員会は、協議会小委員会規程第3条第1項の規定に基づき、次に定める委員8名で構成する。

- （1）協議会規約第7条第1項第2号に定める委員各町1名
- （2）協議会規約第7条第1項第3号に定める委員各町3名
- （その他）

第3条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年9月27日から施行する。

総務小委員会

委員区分	町名	役職名	氏名	備考
2号委員	伊方町			
	瀬戸町			
3号委員	伊方町	学識経験者		
	瀬戸町	学識経験者		

企画小委員会設置要綱（案）

（設置及び目的）

第1条 伊方町・瀬戸町合併協議会（以下「協議会」という。）における協議事項のうち、次に掲げる事項について、調査又は審議を行うため、企画小委員会（以下「小委員会」という。）を設置する。

- （1）新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成
 - （2）地域審議会の取扱い
 - （3）前各号に掲げるもののほか、協議会から付託された事項
- （構成）

第2条 小委員会は、協議会小委員会規程第3条第1項の規定に基づき、次に定める委員8名で構成する。

- （1）協議会規約第7条第1項第2号に定める委員各町1名
 - （2）協議会規約第7条第1項第3号に定める委員各町3名
- （その他）

第3条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年9月27日から施行する。

企画小委員会

委員区分	町名	役職名	氏名	備考
2号委員	伊方町			
	瀬戸町			
3号委員	伊方町	学識経験者		
	瀬戸町	学識経験者		

議 案 第 4 号

伊方町・瀬戸町合併協議会会議の傍聴に関する要綱について

伊方町・瀬戸町合併協議会会議の傍聴に関する要綱を別紙のとおり定める。

平成14年9月27日提出

伊方町・瀬戸町合併協議会

会長 井 上 善 一

会議の傍聴に関する要綱(案)

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊方町・瀬戸町合併協議会会議運営規程第6条第2項の規定に基づき、伊方町・瀬戸町合併協議会会議(以下「会議」という。)の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 会議の傍聴人の定員は30名とする。ただし、会場の都合によりこれを制限することができる。

(傍聴の手續)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、伊方町・瀬戸町合併協議会の事務局において、傍聴人受付簿(第1号様式)に住所、氏名及び年齢を記入しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、複写機、映写機の類を携帯している者。ただし、撮影又は録音することにつき協議会の会長(以下「会長長」という。)の許可を得た者を除く。
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
- (7) 酒気を帯びていると認められる者
- (8) 異様な服装をしている者
- (9) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等、会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等、示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (7) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

議 案 第 5 号

伊方町・瀬戸町合併協議会合併協議項目について

伊方町・瀬戸町合併協議会合併協議項目を別紙のとおり定める。

平成14年9月27日提出

伊方町・瀬戸町合併協議会

会長 井 上 善 一

合併協議項目一覧

伊方町・瀬戸町合併協議会

協議項目	内 容	備 考
基本的協議項目		
1	合併の方式 新設（対等）合併 旧の町を廃止して、新しい自治体が誕生すること。 編入合併 一つの市町村が他の市町村を吸収すること。	どちらの形態をとるかで、合併にかかる事務手続きが大きく異なるため、2町の規模や状況、これまでの経過を踏まえつつ、検討する必要がある。
2	合併の時期 合併協議会による調印日でも、各議会の議決日でもなく、新町として施行する日である。	新町が誕生するまでには、さまざまな協議事項の確認、住民の合意形成が必要となり、また、2町議会、県議会の議決など、かなりの期間が必要となるため、時期については慎重に選定する必要がある。
3	新町の名称 新町の名称	新設合併の場合は、2町が廃止されるため、新町の名称を決める必要がある。
4	事務所の位置 新事務所（本庁）の位置	新しい事務所は、住民の利便性、交通事情、関係官公署との関係等を十分に考慮する必要がある。
5	財産の取扱い 町の土地、建物、基金など	原則的には、2町が持っていた財産は新町に引き継ぐことになる。公的施設も同様であるが、特段の事情がある場合、財産区を設けることができる。
特例法に規定されている協議項目		
6	町議会議員の任期及び定数の取扱い 議員の定数、任期	新設合併の場合は、各町の新議員、編入合併の場合は編入される町の議員が身分を失うこととなる。しかし、旧町住民の意思を反映させるため、合併後一定期間に限り、議員定数、任期に関する特例措置が定められている。
7	農業委員会委員の任期及び定数の取扱い 農業委員の定数、任期	新設合併の場合は、各町の委員、編入合併の場合は編入される町の委員が身分を失うのが原則である。しかし、委員定数、任期に関する特例措置が定められている。
8	地方税の取扱い 町民税、固定資産税、軽自動車税など	合併前の町で、税目・税率に違いがある場合、合併後急に税金が高くなったりしないよう、3年間は不均一の課税が認められている。
9	一般職員の身分の取扱い 町職員の身分	合併後、町の法人格が消滅するため、一般職の職員は当然失職することになるが、合併特例法では、引き続き合併後の新町の職員として身分の保証がなされている。
10	新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成 新町のビジョン	町の合併に際し、合併の是非を含めて、新町の将来構想の策定について協議する。特例法で規定されている新町建設計画の基本理念となる。
11	地域審議会の取扱い 合併後の地域審議会の設置について	2町の協議により、期間を定めて旧町の区域ごとに、新町の長の諮問により審議又は必要な事項につき意見を述べる地域審議会を置くことができる。

協 議

協 議 第 1 号

合併の方式について

合併の方式について提出する。

平成14年9月27日提出

伊方町・瀬戸町合併協議会
会長 井上善一

合併の方式
西宇和郡伊方町、同郡瀬戸町を廃し、その区域をもって新しい町を設置する 新設（対等）合併とする。

平成 年 月 日 確認

新設合併(対等合併)と編入合併(吸収合併)の比較

		新 設 合 併	編 入 合 併
定 義		2以上の、市町村の区域の全部または一部をもって新市町村を置く。	市町村の区域の全部または一部を他の市町村に編入する。
法 人 格		新たに法人格が発生。	編入する市町村の法人格が継続。
合併市町村の 名 称		新たに定める。 (公募や小委員会で審議し、数候補を選定し、合併協議会で最終決定している例が多い。)	編入する市町村の名称のまが多い。 新たに定めることもできる。その場合は、知事と協議し、条例で定める。(地方自治法第3条3項及び4項)
事務所の位置		新たに条例で定める。 (あらかじめ合併協議会で協議する。)	通常は、編入する市町村の事務所。
市 町 村 長		合併関係市町村長は、合併日の前日に失職。 (合併日から50日以内に選挙を実施。)	編入する市町村長の身分に変更はなく、編入される(吸収される)市町村長は失職する。
市 町 村 の 議 会 議 員 (合併特例法 第6条、 第7条)	原 則	合併関係市町村の議会議員は失職する。 合併市町村の法定数による設置選挙を行う。	編入する市町村の議会議員は在任し、編入される市町村の議会議員は失職する。 (著しい人口増の場合は増員選挙を実施。)
	特 例	次のいずれかによることができる。 定数特例 設置選挙においては、新設合併の特例定数(法定数の2倍まで)とする。 在任特例 合併関係市町村の議会議員で合併市町村の議会議員の被選挙権を有することとなるものは、引き続き最長2年間在任することができる。	次のいずれかによることができる。 定数特例 編入される合併関係市町村ごとに選挙区を設け、人口に応じた定数を追加配分し、増員選挙を実施。更に、合併後最初の一般選挙においてもこの特例定数を用いることができる。 在任特例 編入される市町村の議会議員で合併市町村の議会議員の被選挙権を有することとなるものは、編入する市町村の議会議員の残任期間、引き続き在任することができる。 この場合、更に最初の一般選挙において、上記の特例定数を用いることができる。

合併の期日について

合併の期日について提出する。

平成14年9月27日提出

伊方町・瀬戸町合併協議会
会長 井 上 善 一

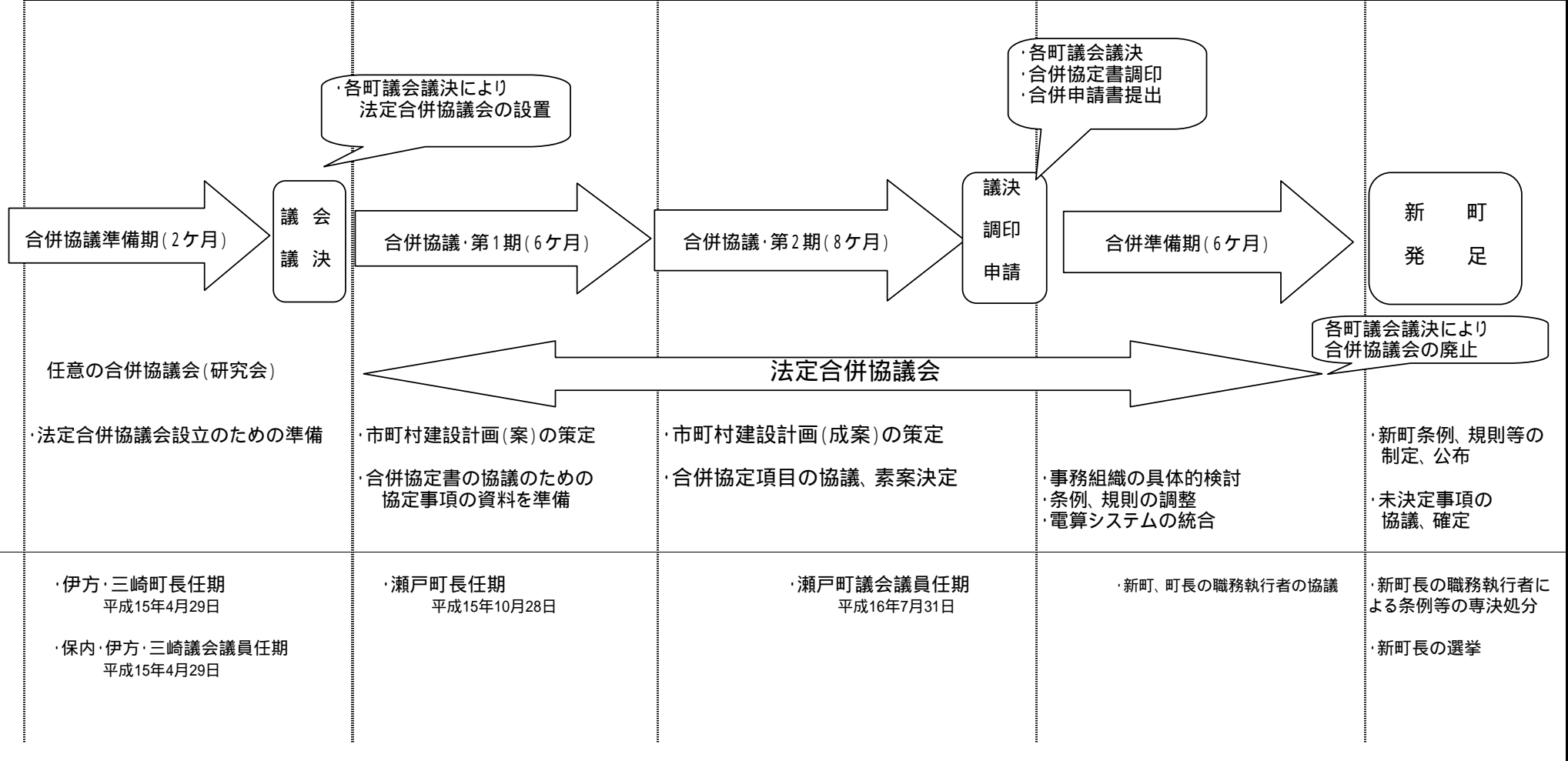
合併の期日
合併の目標期日を平成16年10月1日までとする。なお、合併期日については、あらためて協議する。

平成14年10月25日 確認

市町村合併について

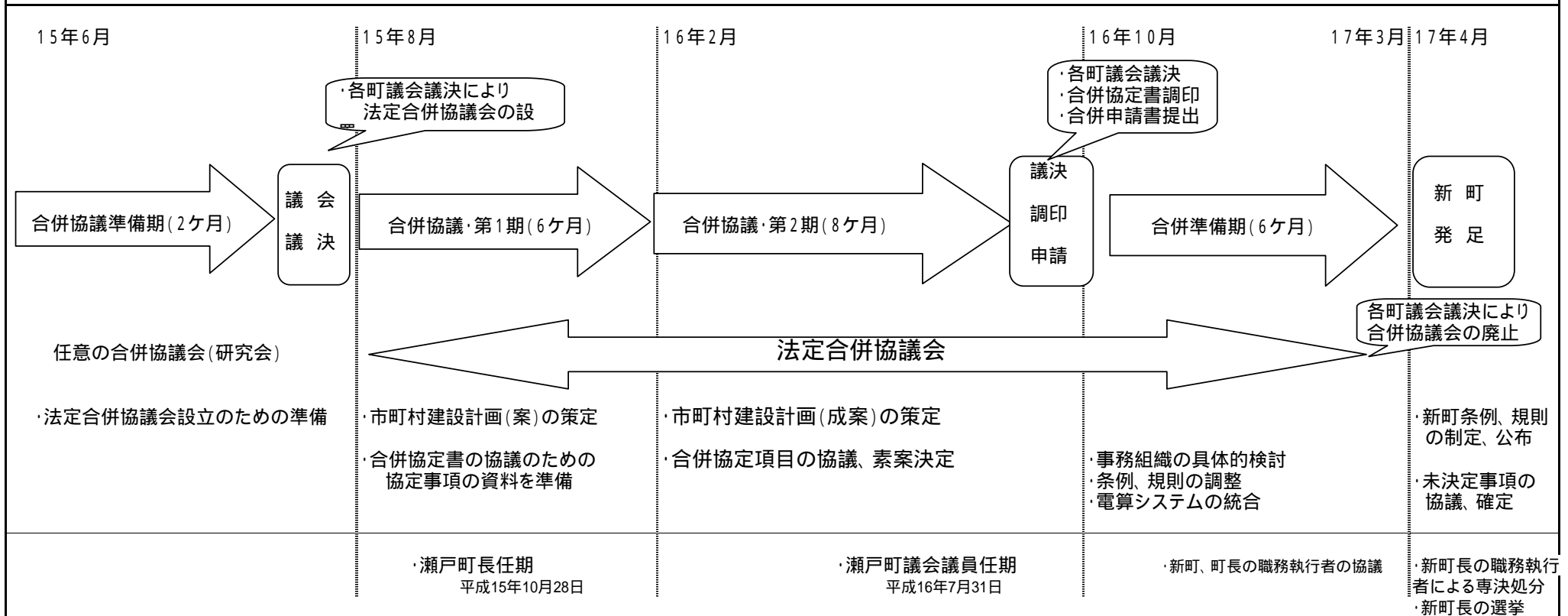
合併特例法による最終期限(平成17年3月末日)までに合併する場合のタイムスケジュール

14年 9月1日	14年11月1日	15年 5月1日	16年 1月1日	16年 1月1日	16年 7月 1日
14年12月1日	15年 2月1日	15年 8月1日	16年 4月1日	16年 4月1日	16年10月 1日
15年 3月1日	15年 5月1日	15年11月1日	16年 7月1日	16年 7月1日	17年 1月 1日
15年 6月1日	15年 8月1日	16年 2月1日	16年10月1日	16年10月1日	17年 3月31日



市町村合併について

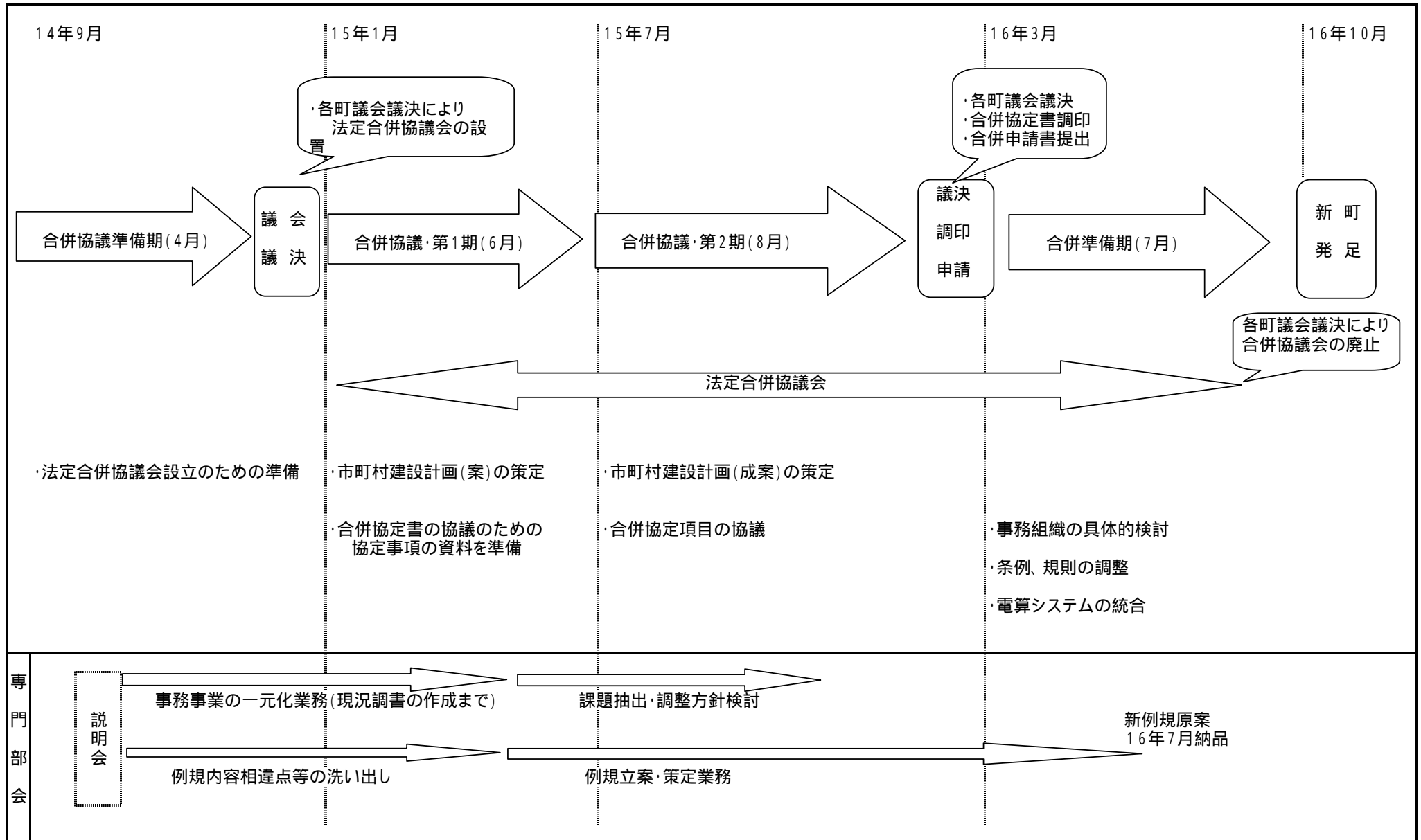
合併特例法による最終期限(17年3月末)までに合併する場合のタイムスケジュール



- 「法定合併協議会」とは？…………… 「合併協議会」とは、合併をしようとする市町村が、合併することの当否も含め、合併のための諸条件を協議するために設置される自治法上の協議会のこと、その設置に当たっては、自治法上の手続きが必要とされ、関係市町村は、議会の議決を経た協議により、規約を定めなければなりません。
- 「法定合併協議会」の任務は？…………… 「市町村建設計画」の策定や、合併協定項目について協議を行い、最終的に「合併協定書(案)」等を作成します。
- 「市町村建設計画」とは？…………… 市町村の合併に際し、合併市町村が将来どのような方向に進むべきか、関係市町村の総合振興計画などをもとに、ハード面・ソフト面両面での総合的なまちづくりに関する施策の推進計画を定め、その計画の実施にあたっては、「合併特例債」にて事業費の財源が措置されることになっています。
- 「合併特例債」とは？…………… 合併後の市町村が、市町村建設計画に基づいて行う事業の経費について、合併が行われた年度及びこれに続く10か年に限り、「合併特例債」をもってその財源とすることができ、その元利償還金の一部について、合併後の市町村に普通交付税措置が行われることになっています。
 - ・事業費に対する合併特例債の充当率はおおむね95%
 - ・合併特例債に係る元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入される
 - ・半島4町で合併した場合、標準全体事業費として約127億円が措置される見込み
- 町民アンケートの結果…………… 町民アンケートの結果、「佐田岬半島4町での合併」を希望する意見が多数でした。町はその結果を尊重し、今後の取り組みを進めます。

市町村合併作業スケジュール

・合併目標期日(平成16年10月1日)に新町発足の場合の作業スケジュール



合併特例債等、財政支援措置の見込み額

区 分	1市4町	伊方・瀬戸・三崎	瀬戸・伊方
合併特例事業の標準全体事業費（合併後10ヶ年の事業の合計額）	249.7億円	72.3億円	40.2億円
合併特例債、起債可能額（標準全体事業費の95%）	237.2億円	68.7億円	38.2億円
普通交付税算入額（起債可能額の70%）	166.0億円	48.1億円	26.7億円
標準全体事業費の住民1人あたりの額	432,440円	534,131円	428,480円
合併後の市町村振興のための基金造成「標準基金規模の上限」	30.5億円	15.6億円	10.2億円
住民1人あたりの基金額	52,821円	115,248円	108,718円
合併直後の臨時的経費に係る財政措置（合併から5年間の合計額）	6.8億円	2.1億円	1.5億円
住民1人あたりの額	11,776円	15,514円	15,988円

そ の 他

第2回伊方町・瀬戸町合併協議会の日程について

伊方町・瀬戸町合併協議会開催一覧表

	開催町	開催場所	開催日時
第1回	伊方町	伊方町役場	平成14年9月27日(金) 14:00~
第2回	瀬戸町	瀬戸町役場	平成14年10月25日(金) 14:00~
第3回			
第4回			